家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置―第２―９部：温度検出制御装置の個別要求事項	C9730―2―9
自転車―前ホーク	D9402
自転車―どろよけ	D9411
自転車―スポーク及びニップル	D9420
鋳物用アルミニウム合金地金	H2211
アルミニウム合金鋳物	H5202
超電導―臨界電流の試験方法―銀シースビスマス2212及びビスマス2223酸化物超電導線の直流臨界電流	H7305
超電導―エレクトロニクス特性測定法―超電導体のマイクロ波表面抵抗	H7307
航空潤滑油試験方法	K2503
建築用耐候性上塗り塗料	K5658
水道用ゴム	K6353
水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	K6743
架橋ポリエチレン管継手	K6770
耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手	K6777
ポリブテン管継手	K6779
水道用架橋ポリエチレン管継手	K6788
水道用ポリブテン管継手	K6793
紙及び板紙―ロットの水分試験方法―乾燥器による方法	P8127
紙，板紙及びパルプ―絶乾率の測定方法―乾燥器による方法	P8203
ファインセラミックスの強さデータのワイブル統計解析法	R1625
ファインセラミックス―光照射下での光触媒抗かび加工製品の抗かび性試験方法	R1705
人造黒鉛丸形電極の寸法	R7201
家庭用ガス温水機器	S2109
ガス常圧貯蔵湯沸器	S2116
油だき温水ボイラ	S3021
石油小形給湯機	S3024
石油給湯機付ふろがま	S3027
水道用器具―浸出性能試験方法	S3200―7
家庭用浄水器試験方法	S3201
ゲルインキボールペン及びレフィル	S6061
酸素欠乏測定用酸素計	T8201
電動車いす	T9203
高齢者・障害者等配慮設計指針―情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス―第１部：共通指針	X8341―1
溶接記号	Z3021
溶接用ステンレス鋼溶加棒，ソリッドワイヤ及び鋼帯	Z3321
ステンレス鋼帯状電極肉盛溶接金属の品質区分及び試験方法	Z3322
サブマージアーク溶接によるステンレス鋼溶着金属の品質区分及び試験方法	Z3324
サブマージアーク溶接用フラックス	Z3352
案内用図記号	Z8210

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年３月23日に下記の日本工業規格を確認及び廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 22 年３月 23 日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

廃止された日本工業規格

建設機械用計器類の振動及び衝撃試験方法	A8101
転がり軸受の包装	B1517
印刷技術―印刷機システムに対する安全要求事項	B9631
家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置―第２―１部：家庭用電気機器の電気制御装置の個別要求事項	C9730―2―1
家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置―第２―16部：家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位作動制御装置の個別要求事項	C9730―2―16
家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置―第２―18部：水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事項	C9730―2―18
鋼材の検査通則	G0303
建築用ポリウレタン樹脂塗料	K5656
ゴム用粉末硫黄	K6222―2
検知管式一酸化炭素測定器（比色形）	M7605
干渉計形可燃性ガス自動警報器	M7625
検知管式一酸化炭素測定器（測長形）	M7650

標準仕様書（ＴＳ）の公表について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成22年３月23日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を公表した。

平成 22 年３月 23 日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

１．ＴＳ名称及び番号

公表されたＴＳ名称及び番号

工作機械の環境適合設計ガイドライン	ＴＳ　B0023
工作機械―消費電力測定方法―第１部：マシニングセンタ	ＴＳ　B0024―1
工作機械―消費電力測定方法―第２部：数値制御旋盤及びターニングセンタ	ＴＳ　B0024―2
工作機械―消費電力測定方法―第３部：横軸角テーブル形平面研削盤	ＴＳ　B0024―3
工作機械―消費電力測定方法―第４部：円筒研削盤	ＴＳ　B0024―4
ナノテクノロジー―ナノ物体（ナノ粒子，ナノファイバ及びナノプレート）の用語及び定義	ＴＳ　Z0027

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット産業基盤標準化推進室

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット情報電子標準化推進室

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。

国　家　試　験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について，水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により，次のとおり公示する。

平成二十二年三月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　新たに一級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	期間受験申請書提出	表合格日発
内海水先区	平成二十二年一月二十二日	二霞が関中央合同庁舎（東京都千代田区一番一号）	国土交通省海事局船舶課（〒一〇〇―八九一三東京都千代田区霞が関二―一―一）	平成二十二年一月四日から四月十四日まで（必着）	平成二十二年三月十五日
長崎水先区					
那覇水先区					

備考　身体検査は，受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。

ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日，試験場所及び合格発表日は，筆記試験合格者に対して通知する。

二　その他

郵便により受験申請するときは，自己の氏名，住所及び郵便番号を明記の上，郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。